

乙第1号議案から
乙第20号議案まで
認定第1号から
認定第20号まで

令和5年第4回沖縄県議会(定例会)議案 (その2)

令和5年11月28日提出

沖 縄 県

目 次

議 案 番 号	議 案 名	ペー ジ
乙第1号議案	沖縄県知事及び副知事の給与の特例に関する条例	1
乙第2号議案	沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	2
乙第3号議案	沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	34
乙第4号議案	沖縄県部等設置条例の一部を改正する条例	36
乙第5号議案	沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	39
乙第6号議案	沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例	47
乙第7号議案	沖縄県水道料金徴収条例の一部を改正する条例	48
乙第8号議案	工事請負契約についての議決内容の一部変更について	49
乙第9号議案	工事請負契約についての議決内容の一部変更について	50
乙第10号議案	車両損傷事故等に関する和解等について	51
乙第11号議案	車両損傷事故に関する和解等について	68
乙第12号議案	部活動中の事故に関する和解等について	70
乙第13号議案	損害賠償の額の決定について	72
乙第14号議案	指定管理者の指定について	73
乙第15号議案	指定管理者の指定について	74
乙第16号議案	指定管理者の指定について	75
乙第17号議案	指定管理者の指定について	76
乙第18号議案	地域水産物供給基盤整備事業の執行に伴う負担金の徴収について	77
乙第19号議案	当せん金付証票の発売について	78
乙第20号議案	沖縄県教育委員会委員の任命について	79

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
認定第1号	令和4年度沖縄県一般会計決算の認定について	80
認定第2号	令和4年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について	81
認定第3号	令和4年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について	82
認定第4号	令和4年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について	83
認定第5号	令和4年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について	84
認定第6号	令和4年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について	85
認定第7号	令和4年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について	86
認定第8号	令和4年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について	87
認定第9号	令和4年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について	88
認定第10号	令和4年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算の認定について	89
認定第11号	令和4年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について	90
認定第12号	令和4年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について	91
認定第13号	令和4年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について	92
認定第14号	令和4年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について	93
認定第15号	令和4年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について	94
認定第16号	令和4年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について	95
認定第17号	令和4年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について	96
認定第18号	令和4年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について	97
認定第19号	令和4年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について	98
認定第20号	令和4年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の認定について	99

沖縄県知事及び副知事の給与の特例に関する条例

(沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例の特例)

第1条 令和6年1月1日から同年3月31日までの間においては、沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第96号）第1条に規定する知事及び副知事に対する給料月額を支給に当たっては、同条例別表第1に規定する給料月額から、知事にあつては同表に規定する給料月額に100分の15を、副知事にあつては同表に規定する給料月額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(規則への委任)

第2条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

令和5年11月28日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

不適正な会計処理の事案等が重ねて発生したことにより公務に対する県民の信頼を損ねたことに鑑み、令和6年1月1日から同年3月31日までの間において、知事及び副知事の給与を減額して支給する措置を講ずる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（沖縄県職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「414,800円」を「415,600円」に改める。

第27条第3項中「100分の67.5」を「100分の70」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

第28条第2項第1号中「100分の97.5」を「100分の107.5」に、「100分の117.5」を「100分の127.5」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

別表第1から別表第6までを次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行 政 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000

	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000	
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400	
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700	
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000	
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300		
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700		
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400		
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900		
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300		
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700		
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100		
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500		
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900		
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300		
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600		
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900		
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300		
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600		
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900		
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200		
	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300			
	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600			
	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900			
	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200			
	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500			

67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	
94		295,900	343,600			
95		296,200	344,100			
96		296,600	344,500			
97		296,800	344,700			
98		297,100	345,100			
99		297,500	345,500			
100		297,900	345,800			
101		298,100	346,100			
102		298,400	346,500			
103		298,800	346,900			
104		299,100	347,300			
105		299,300	347,800			
106		299,600	348,200			
107		300,000	348,600			
108		300,300	349,000			
109		300,500	349,500			
110		300,900	349,900			
111		301,300	350,200			
112		301,600	350,500			
113		301,800	351,000			
114		302,000				

	115		302,300							
	116		302,700							
	117		302,900							
	118		303,100							
	119		303,400							
	120		303,700							
	121		304,100							
	122		304,300							
	123		304,600							
	124		304,900							
	125		305,200							
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第37条に規定する会計年度任用職員を除く。

別表第2（第5条関係）

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	188,100	204,100	227,900	265,300	302,500	326,500	351,800	384,600	425,000
	2	189,900	205,800	229,900	266,800	304,300	328,600	354,000	386,800	426,800
	3	191,800	207,600	231,700	268,200	306,000	330,600	356,200	388,700	428,700
	4	193,500	209,400	233,500	269,600	307,800	332,600	358,100	390,600	430,600
	5	194,900	211,300	235,500	271,100	309,300	334,600	360,000	392,300	432,000
	6	196,800	213,400	237,000	272,400	311,100	336,100	362,000	394,300	433,600
	7	198,600	215,700	238,500	273,600	313,000	337,600	364,000	396,100	435,200
	8	200,500	217,900	240,100	274,800	314,900	339,100	365,800	397,900	436,700
	9	202,100	219,800	242,000	275,800	316,500	340,600	367,500	399,600	438,100
	10	203,800	221,900	243,600	277,000	318,500	342,800	369,500	401,500	439,800
	11	205,500	224,000	245,300	278,200	320,500	345,000	371,500	403,500	441,400
	12	207,200	225,800	246,800	279,300	322,500	347,000	373,500	405,500	442,800
	13	208,900	227,600	248,500	280,400	324,400	348,800	375,300	407,100	443,700
	14	210,900	229,400	250,400	281,700	326,000	350,800	377,300	409,200	445,300
	15	213,000	231,100	252,200	282,700	327,500	352,700	379,300	411,200	447,100
	16	215,000	232,700	254,000	283,700	329,000	354,600	381,300	413,300	448,900
	17	217,100	234,600	255,300	284,400	330,500	356,500	382,900	415,000	450,400
	18	218,900	236,000	256,800	285,800	332,700	358,500	384,900	416,600	452,200

19	220,800	237,400	258,300	287,100	334,800	360,400	386,800	418,200	454,000
20	222,700	238,800	259,700	288,400	336,900	362,400	388,800	419,800	455,700
21	224,600	240,400	261,100	289,400	338,600	364,100	390,500	421,300	457,300
22	226,400	241,900	261,900	290,400	340,400	366,000	392,600	422,900	459,000
23	228,000	243,500	262,700	291,600	342,200	367,800	394,600	424,300	460,600
24	229,500	245,100	263,600	292,700	344,000	369,700	396,600	425,700	462,400
25	231,400	246,700	264,500	293,600	345,900	371,400	398,100	426,800	463,900
26	232,800	248,300	265,600	295,100	347,900	373,400	400,100	428,200	465,300
27	234,100	249,900	266,700	296,700	349,800	375,400	402,100	429,700	466,800
28	235,500	251,400	267,600	298,200	351,600	377,400	404,200	431,200	468,100
29	237,200	252,400	268,400	299,800	353,400	379,200	405,700	432,500	469,300
30	238,900	253,900	269,400	301,500	355,500	381,300	407,500	434,200	470,000
31	240,500	255,400	270,500	303,200	357,300	383,300	409,100	435,800	470,700
32	242,000	256,800	271,400	304,900	359,200	385,300	410,800	437,400	471,400
33	243,500	258,000	271,900	306,200	360,600	387,100	412,400	438,800	471,900
34	245,200	259,000	273,100	307,800	362,600	389,200	413,900	440,500	472,700
35	246,800	259,900	274,100	309,500	364,500	391,200	415,400	442,200	473,400
36	248,400	260,800	275,100	311,100	366,500	393,100	416,800	443,800	474,000
37	249,400	261,800	275,700	312,700	368,400	394,800	418,000	445,200	474,300
38	250,900	263,000	276,600	314,100	370,500	396,200	419,500	445,900	474,900
39	252,400	264,100	277,400	315,600	372,400	397,500	421,000	446,600	475,400
40	253,800	264,900	278,200	317,100	374,400	398,800	422,400	447,300	475,900
41	255,000	265,800	279,000	318,400	376,300	399,800	423,900	447,700	476,400
42	255,900	266,800	280,000	319,900	378,400	400,900	425,200	448,300	476,800
43	256,800	267,800	280,900	321,400	380,400	401,900	426,400	449,000	477,200
44	257,600	268,600	281,700	322,900	382,400	402,900	427,600	449,600	477,600
45	258,400	269,200	282,500	324,400	384,100	404,000	428,600	450,400	477,900
46	259,400	270,300	283,700	326,100	385,800	405,200	429,300	451,100	
47	260,300	271,200	284,900	327,800	387,400	406,300	430,100	451,600	
48	260,900	272,300	286,200	329,400	389,000	407,400	430,900	452,100	
49	261,500	273,000	287,600	330,800	390,200	408,600	431,400	452,600	
50	262,400	273,900	289,200	332,200	391,200	409,400	431,800	452,900	
51	263,300	274,800	290,500	333,600	392,200	410,200	432,200	453,200	
52	264,200	275,600	291,800	335,200	393,200	410,800	432,500	453,600	
53	264,700	276,400	293,200	336,700	394,300	411,300	432,800	454,000	
54	265,900	277,100	294,700	338,300	395,400	412,000	433,200	454,200	
55	266,700	277,900	296,100	339,900	396,500	412,700	433,500	454,500	
56	267,800	278,700	297,500	341,500	397,600	413,300	433,800	454,700	
57	268,500	279,400	298,700	342,400	398,900	414,000	434,100	455,100	
58	269,300	280,700	300,300	344,100	399,700	414,400	434,400	455,300	
59	270,000	281,900	301,900	345,700	400,500	415,000	434,700	455,500	
60	270,700	283,200	303,200	347,300	401,100	415,600	435,000	455,700	
61	271,300	284,500	304,500	348,900	401,600	416,000	435,300	456,100	
62	271,900	285,900	306,000	350,600	402,300	416,600	435,600		
63	272,500	287,100	307,400	352,200	403,000	417,100	435,900		
64	273,100	288,500	308,700	353,900	403,700	417,600	436,200		
65	273,800	289,800	310,000	355,400	404,000	418,100	436,500		
66	274,800	290,900	311,600	357,000	404,700	418,700	436,800		

	67	275,800	292,000	313,000	358,500	405,400	419,100	437,100	
	68	276,600	293,100	314,400	360,000	405,900	419,600	437,400	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	69	277,500	294,500	315,700	361,200	406,300	420,000	437,600	
	70	278,700	295,900	317,100	362,600	406,800	420,300	437,900	
	71	279,800	297,200	318,400	363,900	407,400	420,600	438,200	
	72	281,000	298,300	319,800	365,300	407,900	420,900	438,400	
	73	282,000	299,400	320,500	366,400	408,400	421,200	438,600	
	74	283,000	300,500	322,000	367,600	408,800	421,500	438,900	
	75	284,000	301,600	323,500	368,800	409,300	421,800	439,200	
	76	285,000	302,700	325,200	370,000	409,800	422,100	439,500	
	77	286,000	303,600	327,000	371,300	410,300	422,300	439,700	
	78	287,100	305,000	328,700	372,500	410,800	422,600	440,000	
	79	288,100	306,200	330,300	373,700	411,400	422,900	440,300	
	80	288,700	307,500	331,900	374,800	411,900	423,100	440,600	
	81	289,600	308,700	333,500	375,900	412,300	423,300	440,800	
	82	290,600	310,100	335,100	377,100	412,900	423,600	441,100	
83	291,500	311,200	336,700	378,200	413,400	423,900	441,400		
84	292,300	312,500	338,300	379,400	413,600	424,100	441,700		
85	293,400	313,400	339,700	380,500	413,900	424,300	441,900		
86	294,500	314,700	341,200	381,100	414,400	424,600			
87	295,400	316,000	342,700	381,600	414,700	424,900			
88	296,400	317,500	344,100	382,100	415,000	425,100			
89	297,400	319,000	345,400	382,700	415,300	425,300			
90	298,500	320,500	346,600	383,300	415,700	425,600			
91	299,600	321,900	347,800	383,900	416,100	425,900			
92	300,700	323,400	349,100	384,500	416,500	426,100			
93	301,200	324,600	350,400	384,800	416,800	426,300			
94	302,300	325,900	351,900	385,300					
95	303,400	327,200	353,400	385,900					
96	304,700	328,500	354,800	386,400					
97	305,800	329,700	356,100	386,800					
98	307,000	331,000	357,300	387,200					
99	308,200	332,200	358,400	387,800					
100	309,400	333,400	359,600	388,300					
101	310,500	334,800	360,700	388,700					
102	311,500	335,700	361,800	389,200					
103	312,500	336,700	362,900	389,800					
104	313,500	337,800	364,000	390,300					
105	314,300	338,900	365,200	390,600					
106	314,900	340,000	365,700	391,000					
107	315,500	341,000	366,300	391,500					
108	316,100	342,000	366,900	391,800					
109	316,600	343,200	367,500	392,100					
110	317,100	344,200	368,000	392,600					
111	317,500	345,200	368,500	393,100					
112	318,000	346,100	369,000	393,600					
113	318,800	347,000	369,400	393,900					
114	319,500	347,900	369,800	394,400					

	115	320,200	348,900	370,400	394,900					
	116	320,800	349,900	370,900	395,400					
	117	321,400	350,900	371,300	395,700					
	118	322,200	351,300	371,800	396,200					
	119	322,900	351,900	372,400	396,700					
	120	323,700	352,500	372,900	397,200					
	121	324,300	352,800	373,100	397,600					
	122	324,600	353,200	373,600	398,100					
	123	325,100	353,700	374,100	398,500					
	124	325,600	354,100	374,500	399,000					
	125	325,900	354,500	375,000	399,400					
	126		354,900	375,500						
	127		355,400	376,000						
	128		355,800	376,500						
	129		356,200	376,800						
	130		356,600	377,300						
	131		357,000	377,800						
	132		357,400	378,300						
	133		357,600	378,600						
	134		358,100	379,100						
	135		358,500	379,500						
	136		358,800	379,900						
	137		359,100	380,200						
	138		359,500	380,700						
	139		360,000	381,200						
	140		360,500	381,700						
	141		360,800	382,000						
	142		361,300							
	143		361,800							
	144		362,300							
	145		362,600							
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		242,500	254,200	258,300	289,600	306,200	320,300	343,900	379,200	410,900

備考 この表は、警察官で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第3（第5条関係）

海 事 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

		円	円	円	円	円	円	円
	1	166,600	193,900	246,100	287,500	332,200	365,600	420,700
	2	167,800	196,300	248,300	288,900	334,100	367,700	423,000
	3	169,000	198,900	250,200	290,300	336,100	369,800	425,300
	4	170,100	201,300	252,000	291,700	338,100	371,900	427,500
	5	171,200	203,700	254,000	292,800	340,100	373,500	429,700
	6	172,600	206,200	255,600	294,100	341,600	376,300	432,000
	7	174,000	208,700	257,200	295,400	343,000	379,100	434,300
	8	175,400	211,400	259,000	296,700	344,400	381,900	436,500
	9	176,600	213,800	260,900	297,700	345,400	384,500	438,200
	10	178,200	216,200	262,700	299,800	347,100	386,900	440,300
	11	180,000	218,600	264,400	301,900	349,100	389,200	442,400
	12	181,700	221,200	265,900	303,900	351,100	391,400	444,400
	13	183,100	223,600	267,500	306,000	352,600	393,800	446,100
	14	184,600	226,100	269,300	308,400	354,600	396,500	448,300
	15	186,300	228,800	271,000	310,600	356,700	399,100	450,400
	16	187,900	231,300	272,700	312,800	358,800	401,600	452,600
	17	189,400	233,600	274,200	315,000	360,800	404,100	454,700
	18	191,100	235,800	275,700	317,200	363,000	406,100	456,900
	19	192,900	238,000	277,300	319,300	365,100	407,800	459,100
	20	194,600	240,200	278,700	321,200	367,300	409,400	461,300
	21	196,200	242,000	280,000	323,000	369,400	410,900	463,300
	22	198,200	243,600	281,100	323,900	371,200	412,500	465,100
	23	200,100	245,100	282,200	324,700	372,600	414,300	466,800
	24	202,000	246,400	283,200	325,600	374,100	416,100	468,400
	25	203,700	247,900	284,200	326,500	375,900	417,600	469,800
	26	205,300	248,900	285,600	327,600	378,200	419,100	471,000
	27	207,200	249,800	286,900	328,600	380,500	420,700	472,200
	28	209,000	250,700	288,000	329,800	382,600	422,200	473,300
	29	210,500	252,000	289,100	330,800	384,300	423,200	474,300
	30	212,400	252,600	290,300	332,000	386,200	424,800	475,300
	31	214,500	253,400	291,600	333,400	388,100	426,300	476,300
	32	216,400	254,200	292,600	334,800	389,900	427,900	477,300
	33	218,200	255,300	293,300	336,000	391,600	429,400	477,600
	34	219,500	256,100	294,700	337,100	393,100	430,700	478,600
	35	221,100	256,900	295,700	338,100	394,700	431,900	479,500
	36	222,300	257,500	296,800	339,500	396,400	433,100	480,400
	37	223,400	258,000	297,600	340,900	397,900	434,100	481,300
	38	225,000	258,400	298,300	341,900	399,200	435,100	482,200
	39	226,400	258,900	299,000	343,000	400,600	436,000	483,100
	40	227,700	259,400	299,700	344,100	401,900	436,900	484,000
	41	229,100	259,900	300,300	344,900	402,400	437,300	484,800
	42	230,300	260,300	300,800	345,900	403,700	437,900	485,500
	43	231,400	260,700	301,300	347,000	404,900	438,500	486,200
	44	232,600	261,100	301,800	348,100	406,200	439,200	486,900
	45	233,800	261,700	302,300	349,200	407,600	439,700	487,400
	46	234,800	262,300	303,000	350,400	409,000	440,000	488,000
	47	235,800	262,800	303,900	351,600	410,300	440,500	488,600
定年	48	236,800	263,200	304,800	352,800	411,600	441,000	489,200

前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	238,200	263,600	305,800	353,600	412,800	441,300	489,500
	50	239,300	263,900	306,700	354,800	413,700	441,900	490,100
	51	240,200	264,200	307,500	356,100	414,600	442,500	490,800
	52	241,100	264,400	308,300	357,400	415,300	443,100	491,300
	53	242,200	264,600	309,000	358,700	415,500	443,700	491,800
	54	243,100	264,900	309,700	360,000	415,900	444,400	492,500
	55	244,000	265,200	310,400	361,300	416,300	445,000	492,800
	56	244,900	265,400	311,100	362,400	416,800	445,600	493,400
	57	245,700	265,600	311,900	363,000	417,100	445,900	493,900
	58	246,500	265,900	312,800	364,200	417,300	446,600	
	59	247,300	266,200	313,600	365,300	417,700	447,300	
	60	248,100	266,400	314,200	366,600	418,100	448,000	
	61	248,900	266,600	314,700	367,700	418,400	448,400	
	62	249,700	266,900	315,100	368,300	418,900	448,700	
	63	250,600	267,200	315,500	368,800	419,500	449,000	
	64	251,400	267,400	315,900	369,300	420,000	449,300	
	65	251,900	267,600	316,200	369,600	420,600	449,500	
	66	252,700	267,800	316,700	370,000	421,200	449,800	
	67	253,400	268,000	317,200	370,400	421,700	450,100	
	68	254,100	268,300	317,700	370,800	422,200	450,400	
	69	254,800	268,600	318,300	371,000	422,800	450,600	
	70	255,300			371,300	423,300	450,900	
	71	255,800			371,700	423,900	451,200	
	72	256,300			372,000	424,500	451,400	
	73	256,700			372,400	425,000	451,600	
	74	257,000			372,600	425,600		
	75	257,300			373,000	426,100		
	76	257,500			373,300	426,700		
	77	257,700			373,600	427,200		
	78	258,000			374,100	427,800		
	79	258,300			374,600	428,500		
	80	258,500			375,000	429,100		
	81	258,700			375,400	429,400		
	82	259,000			375,800	430,000		
	83	259,200			376,300	430,600		
	84	259,400			376,800	431,200		
	85	259,700			377,200	431,600		
	86				377,700	432,100		
	87				378,100	432,800		
	88				378,500	433,500		
	89				379,000	433,700		
	90				379,500			
	91				380,000			
	92				380,500			
	93				380,800			
	94				381,200			
	95				381,700			
	96				382,100			

	97				382,600			
	98				382,900			
	99				383,400			
	100				383,800			
	101				384,400			
定年前再任用 短時間勤務職員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	円 216,100	円 221,300	円 251,300	円 280,700	円 321,500	円 350,400	円 397,000	

備考 この表は、船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4（第5条関係）

教 育 職 給 料 表 (2)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	177,200	219,700	274,900	337,600	418,700
	2	178,700	221,400	277,200	339,600	420,500
	3	180,300	222,900	279,500	341,600	422,300
	4	181,800	224,400	281,600	343,600	423,900
	5	183,400	226,100	283,800	345,600	425,400
	6	185,300	227,400	286,000	347,200	426,900
	7	187,100	228,600	288,200	348,800	428,700
	8	189,000	229,900	290,300	350,300	430,500
	9	190,700	231,600	292,400	351,800	432,200
	10	192,800	233,300	294,700	353,800	434,000
	11	194,800	235,000	297,000	355,800	435,900
	12	196,800	236,600	299,100	357,700	437,700
	13	198,800	238,100	301,300	359,600	439,400
	14	200,900	240,100	303,100	361,500	441,300
	15	203,000	242,000	304,900	363,300	443,100
	16	205,100	243,900	306,600	364,900	445,000
	17	207,300	245,600	308,200	366,500	446,700
	18	209,400	248,000	310,400	368,300	448,500
	19	211,600	250,400	312,500	370,100	450,300
	20	213,500	252,800	314,800	371,900	452,100
	21	215,700	255,200	316,800	373,500	453,700
	22	217,300	257,600	319,000	375,400	455,400
	23	218,800	259,900	321,200	377,100	457,300
	24	220,300	262,100	323,500	378,800	459,000
	25	221,800	264,300	325,700	380,100	460,700

26	223,000	266,500	327,900	381,900	462,300
27	224,200	268,900	330,000	383,700	463,900
28	225,500	271,000	332,000	385,600	465,400
29	226,800	273,300	334,000	387,400	466,900
30	228,300	275,600	335,400	389,200	468,200
31	229,900	277,800	336,800	391,100	469,500
32	231,300	279,900	338,400	393,000	470,800
33	232,700	282,000	339,900	394,600	472,000
34	234,400	284,200	341,900	396,300	472,700
35	236,200	286,300	344,000	397,900	473,400
36	237,700	288,200	345,800	399,600	474,100
37	239,100	290,300	347,700	400,800	474,700
38	240,600	292,000	349,600	402,200	
39	242,100	293,800	351,500	403,600	
40	243,600	295,500	353,400	405,000	
41	245,000	296,800	355,300	406,600	
42	246,300	298,800	357,200	408,000	
43	247,500	300,700	359,100	409,300	
44	248,600	302,700	361,000	410,700	
45	249,700	304,700	362,800	412,100	
46	250,900	306,800	364,700	413,400	
47	252,100	309,000	366,600	414,900	
48	253,100	311,200	368,500	416,400	
49	254,200	313,300	370,100	418,000	
50	255,500	315,600	371,900	419,400	
51	256,700	317,800	373,800	421,000	
52	258,000	319,900	375,800	422,500	
53	259,100	322,000	377,600	424,200	
54	260,300	323,500	379,400	425,700	
55	261,600	325,000	381,100	427,300	
56	262,600	326,500	382,700	428,900	
57	263,700	328,200	384,200	430,400	
58	264,400	330,200	385,800	431,900	
59	265,400	332,200	387,400	433,100	
60	266,400	334,100	389,000	434,300	
61	267,300	335,900	390,200	435,500	
62	268,100	337,900	391,600	436,800	
63	268,900	339,900	393,000	438,100	
64	269,700	341,800	394,300	439,300	
65	270,800	343,500	395,500	440,500	
66	272,100	345,500	396,700	441,700	
67	273,400	347,500	398,000	442,900	
68	274,700	349,500	399,300	444,100	
69	275,900	351,300	400,600	445,300	
70	277,100	353,200	401,900	446,500	
71	278,300	355,100	403,300	447,700	
72	279,500	357,000	404,500	448,900	
73	280,500	358,600	405,700	450,000	

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	74	281,500	360,500	407,100	450,600
	75	282,500	362,300	408,500	451,100
	76	283,400	364,200	409,800	451,600
	77	284,300	366,000	411,000	452,100
	78	285,200	367,700	412,200	
	79	286,100	369,300	413,500	
	80	287,000	370,900	414,900	
	81	287,800	372,300	416,200	
	82	288,900	373,800	417,400	
	83	289,900	375,200	418,400	
	84	290,900	376,500	419,600	
	85	291,900	377,600	420,800	
	86	292,900	379,000	422,000	
	87	293,900	380,400	423,200	
	88	294,900	381,700	424,200	
	89	296,000	382,900	425,300	
	90	297,100	384,200	426,300	
	91	298,200	385,300	427,300	
	92	299,200	386,500	428,300	
	93	299,700	387,700	429,200	
	94	300,700	388,800	430,000	
95	301,800	390,000	430,800		
96	303,000	391,200	431,600		
97	304,000	392,600	432,400		
98	305,100	393,600	432,800		
99	306,100	394,600	433,200		
100	307,100	395,600	433,600		
101	307,900	396,500	434,000		
102	309,000	397,500	434,300		
103	310,000	398,600	434,600		
104	311,000	399,700	434,800		
105	311,600	400,400	435,100		
106	312,500	401,300	435,400		
107	313,300	402,200	435,700		
108	314,100	403,100	435,900		
109	314,800	403,900	436,100		
110	315,200	404,800	436,400		
111	315,600	405,600	436,700		
112	316,100	406,400	436,900		
113	316,600	407,000	437,100		
114	317,000	407,700	437,400		
115	317,500	408,400	437,700		
116	317,900	409,100	437,900		
117	318,400	409,700	438,100		
118	318,900	410,200			
119	319,300	410,600			
120	319,800	411,000			
121	320,300	411,300			

	122	320,700	411,600			
	123	321,200	411,900			
	124	321,700	412,100			
	125	322,300	412,300			
	126	322,600	412,600			
	127	322,900	412,900			
	128	323,200	413,100			
	129	323,400	413,300			
	130	323,700	413,600			
	131	324,000	413,900			
	132	324,300	414,100			
	133	324,500	414,300			
	134	324,700	414,600			
	135	324,900	414,900			
	136	325,200	415,100			
	137	325,500	415,300			
	138	325,700	415,600			
	139	326,000	415,900			
	140	326,300	416,100			
	141	326,500	416,300			
	142	326,700	416,600			
	143	327,000	416,900			
	144	327,200	417,100			
	145	327,500	417,300			
	146	327,700				
	147	328,000				
	148	328,300				
	149	328,500				
	150	328,700				
	151	329,000				
	152	329,300				
	153	329,500				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 235,000	円 275,300	円 304,000	円 332,200	円 416,600

備考1 この表は、高等学校、特別支援学校及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算し

た額とする。

教 育 職 給 料 表 (3)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	177,200	193,400	274,900	303,200	408,500
	2	178,700	195,500	277,200	305,800	410,000
	3	180,300	197,600	279,500	308,600	411,500
	4	181,800	199,800	281,600	311,000	412,900
	5	183,400	201,900	283,800	313,300	414,200
	6	185,300	204,000	286,000	315,400	415,600
	7	187,100	206,100	288,200	317,500	417,000
	8	189,000	208,200	290,300	319,600	418,400
	9	190,700	210,400	292,400	321,600	419,800
	10	192,800	212,800	294,700	323,800	421,200
	11	194,800	215,100	297,000	326,100	422,600
	12	196,800	217,300	299,100	328,400	423,900
	13	198,800	219,700	301,300	330,600	425,200
	14	200,900	221,400	303,100	332,400	426,600
	15	203,000	222,900	304,900	334,200	428,000
	16	205,100	224,400	306,600	335,900	429,400
	17	207,300	226,100	308,200	337,600	430,600
	18	209,400	227,400	310,400	339,600	431,900
	19	211,600	228,600	312,500	341,600	433,100
	20	213,500	229,900	314,800	343,600	434,400
	21	215,700	231,600	316,800	345,600	435,500
	22	217,300	233,300	319,000	347,200	436,700
	23	218,800	235,000	321,200	348,800	438,000
	24	220,300	236,600	323,500	350,300	439,300
	25	221,800	238,100	325,700	351,800	440,600
	26	222,900	240,100	327,900	353,600	441,800
	27	224,000	242,000	330,000	355,300	442,800
	28	225,200	243,900	332,000	357,000	443,900
	29	226,700	245,600	334,000	358,600	445,100
	30	228,200	248,000	335,400	360,200	445,900
	31	229,700	250,400	336,800	361,800	446,700
	32	231,200	252,800	338,400	363,300	447,600
	33	232,500	255,200	339,900	364,600	448,500
	34	234,100	257,600	341,900	366,100	449,000
	35	235,800	259,900	344,000	367,600	449,500
	36	237,200	262,100	345,800	369,300	450,000
	37	238,500	264,300	347,600	371,000	450,500
	38	239,900	266,500	349,300	372,500	
	39	241,300	268,900	351,000	373,800	
	40	242,700	271,000	352,600	375,200	

	41	244,000	273,300	354,100	376,300
	42	245,300	275,600	355,800	377,700
	43	246,500	277,800	357,400	379,100
	44	247,800	279,900	359,000	380,600
	45	249,100	282,000	360,700	382,000
	46	250,400	284,200	362,400	383,600
	47	251,600	286,300	363,700	385,100
	48	252,700	288,200	365,100	386,600
	49	253,800	290,300	366,300	387,900
	50	255,100	292,000	367,800	389,400
	51	256,400	293,800	369,400	390,800
	52	257,400	295,500	370,900	392,100
	53	258,500	296,800	372,300	393,300
	54	259,900	298,800	373,800	394,600
	55	260,900	300,700	375,300	395,700
	56	261,900	302,700	376,700	396,800
	57	262,900	304,700	378,100	398,000
	58	263,900	306,800	379,500	399,200
	59	264,900	309,000	380,800	400,400
	60	265,900	311,200	382,100	401,600
	61	266,800	313,300	383,000	402,700
	62	267,500	315,600	384,200	403,700
	63	268,200	317,800	385,300	405,000
	64	268,800	319,900	386,400	406,200
	65	269,500	322,000	387,200	407,400
	66	270,700	323,500	388,300	408,500
	67	271,800	325,000	389,300	409,600
	68	272,900	326,500	390,300	410,700
	69	274,200	328,200	391,400	411,700
	70	275,600	330,200	392,400	412,900
	71	276,800	332,200	393,500	414,100
	72	278,000	334,100	394,600	415,300
	73	278,800	335,900	395,600	415,900
	74	279,700	337,900	396,700	416,700
	75	280,700	339,800	397,800	417,400
	76	281,700	341,700	398,800	417,900
定年前	77	282,600	343,400	399,700	418,200
再任用	78	283,600	345,200	400,600	418,600
短時間	79	284,700	346,900	401,600	419,000
勤務職	80	285,500	348,600	402,600	419,400
員以外	81	286,300	350,400	403,400	419,700
の職員	82	287,100	352,100	404,200	420,100
	83	287,900	353,500	404,900	420,500
	84	288,700	355,100	405,700	420,800
	85	289,600	356,300	406,400	421,100
	86	290,400	357,900	407,200	421,500
	87	291,100	359,400	407,900	421,900
	88	291,900	360,900	408,600	422,200

89	292,800	362,200	409,200	422,500
90	293,700	363,500	409,900	422,800
91	294,600	364,800	410,400	423,100
92	295,300	366,200	411,100	423,300
93	295,600	367,600	411,500	423,500
94	296,300	368,900	411,900	
95	297,000	370,100	412,200	
96	297,700	371,200	412,500	
97	298,400	372,200	412,700	
98	299,200	373,200	413,000	
99	300,000	374,200	413,300	
100	300,700	375,100	413,500	
101	301,400	375,900	413,700	
102	301,800	376,900	414,000	
103	302,200	377,800	414,300	
104	302,600	378,700	414,500	
105	302,800	379,500	414,700	
106	303,100	380,400	415,000	
107	303,400	381,300	415,300	
108	303,600	382,200	415,500	
109	303,800	383,000	415,700	
110	304,000	384,000	416,000	
111	304,300	384,900	416,300	
112	304,600	385,800	416,500	
113	304,800	386,400	416,700	
114	305,000	387,300	417,000	
115	305,200	388,200	417,300	
116	305,500	389,100	417,500	
117	305,800	389,900	417,700	
118	306,000	390,600		
119	306,300	391,400		
120	306,600	392,200		
121	306,800	392,800		
122	307,000	393,600		
123	307,200	394,300		
124	307,500	395,000		
125	307,800	395,600		
126		396,300		
127		396,800		
128		397,400		
129		398,100		
130		398,700		
131		399,200		
132		399,700		
133		400,000		
134		400,300		
135		400,600		
136		400,900		

	137		401,200			
	138		401,500			
	139		401,800			
	140		402,100			
	141		402,400			
	142		402,700			
	143		403,000			
	144		403,300			
	145		403,500			
	146		403,800			
	147		404,100			
	148		404,300			
	149		404,500			
	150		404,800			
	151		405,100			
	152		405,300			
	153		405,500			
	154		405,800			
	155		406,100			
	156		406,300			
	157		406,500			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 226,200	円 272,100	円 299,100	円 325,500	円 406,600

備考1 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第5（第5条関係）

研 究 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	162,500	210,100	291,600	338,900	391,500
	2	163,600	213,200	294,000	341,000	394,300

3	164,800	215,900	296,300	342,900	396,900
4	165,900	218,400	298,600	344,600	399,600
5	167,000	220,900	300,700	346,300	401,700
6	168,300	222,600	302,600	347,800	404,400
7	169,600	224,300	304,400	349,200	407,100
8	170,900	226,200	306,100	350,400	409,800
9	171,900	228,100	307,800	351,900	412,300
10	173,600	230,300	310,100	353,800	414,900
11	175,200	232,700	312,300	355,800	417,600
12	176,900	234,700	314,700	357,500	420,200
13	178,300	236,700	316,500	359,300	422,800
14	180,200	239,100	318,800	361,100	425,500
15	182,100	241,600	321,200	362,700	428,300
16	184,100	243,900	323,500	364,200	431,000
17	185,800	246,100	325,700	365,700	433,500
18	187,900	248,500	327,900	367,600	436,000
19	190,100	251,100	329,800	369,300	438,500
20	192,100	253,600	331,700	371,200	440,900
21	194,100	256,000	333,700	372,700	443,300
22	196,100	258,300	335,100	374,600	445,900
23	198,100	260,500	336,300	376,300	448,500
24	199,900	262,700	337,700	378,000	450,800
25	201,700	265,000	339,300	379,400	453,000
26	203,900	267,300	341,000	381,100	455,300
27	206,000	269,500	342,800	383,000	457,800
28	208,100	271,600	344,400	384,900	460,200
29	210,200	273,900	346,000	386,600	462,700
30	211,300	276,000	347,600	388,400	465,200
31	212,600	277,900	349,000	390,300	467,700
32	213,900	279,700	350,300	392,100	470,100
33	215,600	281,400	351,500	393,600	472,400
34	217,300	283,400	352,900	395,400	474,800
35	219,100	285,400	354,200	397,000	477,200
36	220,700	287,200	355,500	398,700	479,700
37	222,200	288,900	356,700	399,900	482,100
38	224,100	290,000	357,900	401,300	484,600
39	226,000	291,100	359,100	402,700	487,000
40	227,700	292,200	360,300	404,100	489,500
41	229,400	293,200	361,000	405,400	491,800
42	231,000	293,900	362,100	406,700	494,000
43	232,700	294,400	363,300	408,200	496,200
44	234,200	294,900	364,400	409,700	498,400
45	235,700	295,400	365,500	410,900	500,000
46	237,200	296,300	366,700	412,100	501,500
47	238,700	297,300	367,900	413,700	503,100
48	240,100	298,200	369,000	415,200	504,600
49	241,500	299,200	370,000	416,500	506,300
50	243,200	300,200	371,300	417,900	507,700

	51	244,800	301,100	372,600	419,300	509,100
	52	246,200	302,000	373,800	420,700	510,600
	53	247,400	303,000	374,500	422,100	511,700
	54	249,000	303,900	375,500	423,500	512,900
	55	250,600	304,700	376,400	424,900	514,100
	56	252,000	305,500	377,200	426,300	515,300
	57	253,200	305,900	377,900	427,400	516,200
	58	254,400	306,600	378,600	428,700	517,200
	59	255,300	307,500	379,300	430,100	518,200
	60	256,200	308,200	380,000	431,400	519,200
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	61	257,100	308,900	380,600	432,200	520,300
	62	257,900	309,900	381,300	433,100	521,200
	63	258,700	310,800	382,100	434,100	521,900
	64	259,500	311,700	382,900	435,000	522,600
	65	260,300	312,500	383,500	435,900	523,400
	66	261,100	313,400	384,300	436,700	524,200
	67	261,800	314,300	385,000	437,300	525,000
	68	262,400	315,200	385,700	438,100	525,800
	69	263,000	316,100	386,300	438,500	526,500
	70	264,000	317,100	387,000	439,100	527,300
	71	265,200	318,100	387,700	439,600	528,100
	72	266,200	319,100	388,400	440,100	528,900
	73	267,400	319,600	389,100	440,600	529,600
	74	268,600	320,600	389,700		
	75	269,600	321,700	390,300		
	76	270,600	322,700	391,000		
	77	271,600	323,800	391,700		
	78	272,600	324,800	392,300		
	79	273,600	325,700	392,900		
	80	274,500	326,600	393,500		
	81	275,500	327,500	394,100		
	82	276,600	328,300	394,700		
	83	277,700	329,000	395,300		
	84	278,600	329,600	395,900		
	85	279,500	330,100	396,400		
	86	280,400	330,600	396,900		
	87	281,300	331,100	397,400		
	88	282,000	331,500	398,100		
	89	282,800	331,800	398,500		
	90	283,900	332,300			
	91	284,900	332,800			
	92	285,900	333,200			
	93	286,800	333,500			
	94	287,700	333,900			
	95	288,700	334,300			
	96	289,600	334,700			
	97	289,900	335,200			
	98	290,800	335,700			

	99	291,500	336,200			
	100	292,400	336,700			
	101	293,300	337,200			
	102	293,900	337,700			
	103	294,600	338,200			
	104	295,300	338,700			
	105	295,800	339,100			
	106	296,300	339,500			
	107	296,800	340,000			
	108	297,200	340,400			
	109	297,400	340,900			
	110	297,800	341,300			
	111	298,100	341,800			
	112	298,300	342,200			
	113	298,600	342,700			
	114	298,900	343,100			
	115	299,200	343,600			
	116	299,500	344,000			
	117	299,800	344,500			
	118	300,100	344,900			
	119	300,300	345,300			
	120	300,600	345,700			
	121	300,900	346,100			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 218,500	円 259,700	円 284,500	円 327,000	円 385,700

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第6（第5条関係）

医 療 職 給 料 表 (1)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700
	2	267,200	349,600	409,600	477,000
	3	269,600	352,400	412,100	479,200
	4	272,000	355,300	414,700	481,500
	5	274,100	357,800	417,100	483,700
	6	277,600	360,800	419,100	485,800
	7	281,100	363,800	420,900	488,000
	8	284,500	366,600	422,800	490,000

	9	288,100	368,700	424,600	491,900
	10	291,600	371,200	427,300	494,000
	11	295,200	373,900	429,800	496,100
	12	298,700	376,400	432,200	498,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300
	14	306,100	382,500	436,900	502,200
	15	310,000	385,500	438,900	504,300
	16	313,600	388,800	441,000	506,400
	17	317,200	391,800	443,000	508,300
	18	320,700	394,400	445,200	510,300
	19	324,200	396,800	447,400	512,300
	20	327,700	399,300	449,500	514,100
	21	331,300	401,900	450,900	515,900
	22	335,000	403,900	453,300	517,700
	23	338,400	405,500	455,600	519,500
	24	341,700	407,100	457,800	521,300
	25	345,000	408,800	459,800	522,900
	26	347,500	411,000	462,100	524,700
	27	350,000	413,100	464,300	526,500
	28	352,300	415,100	466,600	528,300
	29	354,400	417,200	468,700	529,900
	30	356,100	419,300	470,900	531,700
	31	357,800	420,900	473,200	533,500
	32	359,600	422,600	475,300	535,300
	33	361,500	424,500	477,100	536,900
	34	363,700	426,000	479,200	538,700
	35	365,800	427,800	481,300	540,400
	36	367,800	429,600	483,300	542,100
	37	369,700	431,500	485,400	543,700
	38	371,900	433,500	487,100	545,300
	39	374,000	435,300	488,900	546,700
	40	376,000	437,200	490,700	548,300
	41	378,000	439,000	492,300	549,800
	42	378,700	440,700	494,100	551,200
	43	379,300	442,400	495,900	552,600
	44	380,000	444,200	497,500	553,900
	45	380,900	446,000	498,900	555,100
	46	382,200	447,800	500,600	556,100
定年前	47	383,500	449,500	502,400	557,100
再任用	48	384,800	451,200	504,100	558,100
短時間	49	385,600	452,800	505,600	559,100
勤務職	50	386,400	454,500	506,900	560,000
員以外	51	387,200	456,200	508,200	560,900
の職員	52	387,700	457,900	509,500	561,800
	53	388,500	459,800	510,500	562,600
	54	389,300	461,000	511,800	563,500
	55	390,000	462,200	513,100	564,400
	56	390,700	463,400	514,400	565,300

	57	391,400	464,400	515,400	566,200
	58	392,300	465,400	516,200	567,100
	59	393,000	466,300	517,000	568,000
	60	393,600	467,100	517,800	568,700
	61	394,100	467,900	518,700	569,600
	62	394,600	468,600	519,500	570,500
	63	395,000	469,300	520,400	571,400
	64	395,400	469,900	521,200	572,300
	65	395,700	470,600	522,100	573,200
	66		471,300	523,000	
	67		471,900	523,700	
	68		472,500	524,600	
	69		472,800	525,500	
	70		473,400	526,300	
	71		474,100	527,200	
	72		474,800	528,100	
	73		475,200	528,900	
	74		475,800	529,800	
	75		476,500	530,700	
	76		477,200	531,400	
	77		477,600	532,200	
	78		478,200	533,100	
	79		478,800	534,000	
	80		479,300	534,900	
	81		479,900	535,700	
	82		480,400	536,600	
	83		480,900	537,500	
	84		481,400	538,400	
	85		481,800	539,200	
	86		482,400	540,100	
	87		482,800	541,000	
	88		483,300	541,900	
	89		483,800	542,700	
	90		484,400		
	91		485,000		
	92		485,400		
	93		485,900		
	94		486,500		
	95		487,100		
	96		487,600		
	97		488,100		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 297,300	円 339,700	円 394,300	円 467,400

備考 この表は、保健所、研究所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表 (2)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600
	24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100
	25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600
	26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900
	27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200
	28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500
	29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800
	30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000
	31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200
	32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300
	33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500
	34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700
	35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900
	36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100
	37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400
	38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200
	39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600

	40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300
	41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800
	42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200
	43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600
	44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000
	45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400
	46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800
	47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200
	48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500
	49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800
	50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200
	51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500
	52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100
	54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000	
	55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300	
	56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600	
	57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900	
	58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200	
	59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500	
	60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900	
	61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100	
	62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400	
	63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700	
	64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000	
	65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200	
	66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900		
67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600			
68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200			
69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600			
70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100			
71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600			
72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100			
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700			
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200			
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800			
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400			
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900			
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400			
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900			
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400			
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700			
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200			
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600			
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000			
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400			
86		290,700	326,500	347,300				
87		290,900	326,700	347,600				

	88		291,100	327,000	347,900			
	89		291,500	327,400	348,300			
	90		291,700	327,800	348,600			
	91		291,900	328,200	349,000			
	92		292,100	328,600	349,300			
	93		292,500	328,900	349,700			
	94		292,700	329,100	350,000			
	95		292,900	329,500	350,300			
	96		293,200	329,800	350,600			
	97		293,500	330,000	350,900			
	98		293,700	330,300	351,300			
	99		293,900	330,600	351,700			
	100		294,200	330,900	352,100			
	101		294,500	331,100	352,600			
	102		294,700	331,400	353,000			
	103		294,900	331,800	353,400			
	104		295,200	332,000	353,800			
	105		295,500	332,200	354,300			
	106			332,400				
	107			332,800				
	108			333,000				
	109			333,200				
	110			333,600				
	111			334,000				
	112			334,400				
	113			334,600				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 189,700	円 216,300	円 244,500	円 257,900	円 283,100	円 323,900	円 366,200

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表 (3)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800

5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800
6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900
7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900
8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900
9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400
10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400
11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300
12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300
13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200
14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200
15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200
16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200
17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100
18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100
19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200
20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200
21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900
22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000
23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100
24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100
25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000
26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600
27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400
28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200
29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900
30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600
31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500
32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200
33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900
34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600
35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400
36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100
37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700
38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400
39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200
40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000
41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500
42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000
43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500
44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800
45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900
46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000
47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000

	53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200
	54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200
	55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300
	56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400
	57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500
	58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000
	59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600
	60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000
	61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600
	62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100
	63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500
	64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000
	65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500
	66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900
	67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200
	68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500
	69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900
	70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100	
	71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800	
	72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400	
	73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100	
	74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600	
	75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200	
	76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700	
	77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100	
	78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700	
	79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200	
	80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500	
	81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800	
	82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300	
定年前	83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700	
再任用	84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000	
短時間	85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300	
勤務職	86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800	
員以外	87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300	
の職員	88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700	
	89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000	
	90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400	
	91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900	
	92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300	
	93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700	
	94	283,800	316,500	349,400	367,500		
	95	284,700	317,200	350,100	367,900		
	96	285,600	317,800	350,700	368,200		
	97	286,200	318,300	351,100	368,800		
	98	286,800	318,600	351,500	369,300		
	99	287,400	319,200	352,000	369,800		
	100	288,300	319,800	352,400	370,300		

101	289,100	320,200	352,900	370,900
102	289,900	320,800	353,300	371,400
103	290,700	321,400	353,800	371,900
104	291,500	321,900	354,200	372,300
105	292,100	322,300	354,500	372,900
106	292,600	322,800	355,000	373,400
107	293,100	323,300	355,400	373,900
108	293,500	323,800	355,700	374,400
109	293,700	324,200	356,200	375,000
110	294,000	324,600	356,700	375,400
111	294,200	324,900	357,200	375,900
112	294,500	325,200	357,700	376,400
113	294,800	325,500	358,200	377,000
114	295,000	325,900	358,700	
115	295,300	326,300	359,200	
116	295,500	326,600	359,600	
117	295,800	326,800	360,000	
118	296,100	327,100	360,400	
119	296,400	327,500	360,900	
120	296,700	327,700	361,400	
121	297,000	327,900	361,800	
122	297,400	328,200	362,300	
123	297,700	328,500	362,800	
124	298,100	328,800	363,300	
125	298,300	329,000	363,600	
126	298,500	329,300		
127	298,800	329,700		
128	299,200	329,900		
129	299,400	330,100		
130	299,700	330,300		
131	300,100	330,700		
132	300,500	330,900		
133	300,700	331,200		
134	301,000	331,600		
135	301,400	332,000		
136	301,700	332,400		
137	301,900	332,700		
138	302,200	333,100		
139	302,600	333,500		
140	302,900	333,900		
141	303,100	334,200		
142	303,500	334,600		
143	303,900	334,900		
144	304,200	335,300		
145	304,400	335,600		
146	304,600	336,000		
147	304,900	336,400		
148	305,300	336,800		

	149	305,500	337,100				
	150	305,700	337,500				
	151	306,000	337,900				
	152	306,300	338,300				
	153	306,700	338,600				
	154	306,900					
	155	307,100					
	156	307,400					
	157	307,700					
	158	308,000					
	159	308,300					
	160	308,600					
	161	309,000					
	162	309,300					
	163	309,600					
	164	309,900					
	165	310,300					
	166	310,600					
	167	310,900					
	168	311,200					
	169	311,600					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 236,100	円 256,400	円 263,600	円 273,800	円 290,100	円 327,300

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 沖縄県職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号中「30,000円」を「55,000円」に改める。

第27条第3項中「100分の70」を「100分の68.75」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

第28条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の102.5」に、「100分の127.5」を「100分の122.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

(沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	402,000
2	461,000
3	522,000
4	603,000
5	701,000
6	800,000

第5条第2項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	336,000
2	371,000
3	398,000

第6条第3項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第4条 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「100分の175」を「100分の170」に改める。

(沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000
6	718,000
7	839,000

第9条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第10条第1項中「第7条の2、第11条」を「第11条」に改める。

第6条 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（沖縄県職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第27条第3項及び第28条第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定、第3条の規定（沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第6条第3項の改正規定を除く。）による改正後の任期付研究員条例の規定及び第5条の規定（沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第9条第2項及び第10条第1項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は令和5年4月1日から、第1条の規定（給与条例第27条第3項及び第28条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第3条の規定（任期付研究員条例第6条第3項の改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定及び第5条の規定（任期付職員条例第9条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は同年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 3 令和5年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 第1条の規定による改正後の給与条例、第3条の規定による改正後の任期付研究員条例又は第5条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例、第3条の規定による改正前の任期付研究員条例又は第5条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例、第3条の規定による改正後の任期付研

究員条例又は第5条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

令和5年11月28日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

人事委員会の給与勧告、国及び他の都道府県の職員の給与の状況等を考慮し、県の職員及び県費負担教職員の給与を改める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第96号）の一部を次のように改正する。

第7条中「100分の157.5」を「100分の167.5」に改める。

附則に次の1項を加える。

4 令和5年12月に支給する知事及び副知事の期末手当に関する第7条の規定の適用については、同条中「100分の167.5」とあるのは、「100分の157.5」とする。

第2条 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例（昭和59年沖縄県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の157.5」を「100分の167.5」に改める。

第4条 沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の知事等給与条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の秘書給与条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の知事等給与条例又は改正後の秘書給与条例の規定を適用する場合において

は、第1条の規定による改正前の沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例又は第3条の規定による改正前の沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の知事等給与条例又は改正後の秘書給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和5年11月28日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

期末手当の支給割合を改定する国の特別職及び沖縄県の一般職の職員との均衡を考慮し、知事等及び特別職の秘書の期末手当の支給割合を引き上げる等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

乙第4号議案

沖縄県部等設置条例の一部を改正する条例

沖縄県部等設置条例（昭和47年沖縄県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「子ども生活福祉部」を「生活福祉部」に改め、同条中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同条第6号中「保健医療部」を「保健医療介護部」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) こども未来部

第3条第1項に次の3号を加える。

(3) 平和に関する事項

(4) 地域外交に関する事項

(5) 知事から特に命ぜられた重要な事項

第3条第3項第2号中「総合開発及び」を「離島振興その他の」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 情報化に関する事項

第3条第5項中「子ども生活福祉部」を「生活福祉部」に改め、同項第3号を削り、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、同条第8項第1号中「、貿易及び鉱工業」を「及び工業」に改め、同項第2号中「労働」を「雇用及び労働」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加える。

(2) 産業振興に関する事項

(3) エネルギー供給に関する事項

第3条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、同条第6項中「保健医療部」を「保健医療介護部」に改め、同項第1号中「地域医療」の次に「及び介護」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 こども未来部においては、次に掲げる事務を分掌する。

(1) こども及び若者の福祉に関する事項

(2) 女性の福祉及び男女共同参画に関する事項

(3) 人権に関する事項

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(沖縄県交通安全対策会議条例等の一部改正)

2 次に掲げる条例の規定中「子ども生活福祉部」を「生活福祉部」に改める。

(1) 沖縄県交通安全対策会議条例(昭和47年沖縄県条例第65号)第6条

(2) 沖縄県精神保健福祉審議会設置条例(昭和47年沖縄県条例第109号)第6条

(3) 沖縄県障害者施策推進協議会条例(昭和50年沖縄県条例第16号)第9条

(4) 沖縄県社会福祉審議会条例(平成12年沖縄県条例第16号)第11条

(5) 沖縄県障害者介護給付費等不服審査会設置条例(平成18年沖縄県条例第15号)第5条

(6) 沖縄県障害児通所給付費等不服審査会設置条例(平成24年沖縄県条例第24号)第5条

(沖縄県薬事審議会設置条例等の一部改正)

3 次に掲げる条例の規定中「保健医療部」を「保健医療介護部」に改める。

(1) 沖縄県薬事審議会設置条例(昭和47年沖縄県条例第78号)第7条

(2) 沖縄県生活衛生適正化審議会条例(平成12年沖縄県条例第28号)第8条

(3) 沖縄県公立大学法人評価委員会条例(令和2年沖縄県条例第22号)第2条の表沖縄県公立大学法人沖縄県立看護大学評価委員会の項

(沖縄県子ども・子育て会議設置条例及び沖縄県青少年保護育成審議会設置条例の一部改正)

4 次に掲げる条例の規定中「子ども生活福祉部」を「こども未来部」に改める。

(1) 沖縄県子ども・子育て会議設置条例(平成25年沖縄県条例第63号)第8条

(2) 沖縄県青少年保護育成審議会設置条例(平成27年沖縄県条例第40号)第8条

令和5年11月28日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画を着実に実施するため、こども未来部を新たに設

置するとともに、知事公室、子ども生活福祉部及び保健医療部を再編する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

沖縄県道路占用料徴収条例（昭和47年沖縄県条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件		占用料					
		単位	所在地				
			第1級地	第2級地	第3級地	第4級地	第5級地
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	1本につき1 年	1,900	800	570	480	430
	第2種電柱		2,900	1,200	870	730	670
	第3種電柱		3,900	1,700	1,200	990	900
	第1種電話柱		1,700	710	510	430	390
	第2種電話柱		2,700	1,100	810	680	620
	第3種電話柱		3,700	1,600	1,100	940	850
	その他の柱類		170	71	51	43	39
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	17	7	5	4	4
	地下に設ける電線その他の線類		10	4	3	3	2
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,600	700	490	420	380

	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000	430	300	260	230
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	3,400	1,400	1,000	850	780
	郵便差出箱及び信書便差出箱		1,400	600	420	360	330
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	30,000	4,800	1,800	870	590
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	3,400	1,400	1,000	850	780
法第32条 第1項第 2号に掲 げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	71	30	21	18	16
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		100	43	30	26	23
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		150	64	45	38	35
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		200	86	61	51	47
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		300	130	91	77	70
	外径が0.3メートル		400	170	120	100	93

				以上0.4メートル未満のもの					
				外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	710	300	210	180	160
				外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	1,000	430	300	260	230
				外径が1メートル以上のもの	2,000	860	610	510	470
法第32条 第1項第 3号に掲 げる施設	自動 運 行 補 助 施 設	法第2条 第2項第 5号に規 定する自 動運行装 置による 検知の対 象として 設置する 導線その 他の線類	地下	長さ1メー トルにつき1年	10	4	3	3	2
			その他		34	14	10	9	8
			道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	2,700	1,100	810	680	620
	その他 のもの	上空 に設 ける もの	地下	占用面積1平方メートルにつき1年	1,700	710	510	430	390
					1,000	430	300	260	230

		もの						
	その他のもの			3,400	1,400	1,000	850	780
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	3,400	1,400	1,000	850	780
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額					
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額				
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額				
	上空に設ける通路			15,000	2,400	900	430	290
	地下に設ける通路			9,000	1,500	540	260	180
	その他のもの			3,400	1,400	1,000	850	780
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	300	48	18	9	6
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	3,000	480	180	87	59
政令第7条第1号に掲げる物件	看板 (アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	3,000	480	180	87	59
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	30,000	4,800	1,800	870	590
	標識		1本につき1	2,700	1,100	810	680	620

		年						
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	300	48	18	9	6	
	その他のもの	1本につき1月	3,000	480	180	87	59	
幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	300	48	18	9	6	
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	3,000	480	180	87	59	
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	30,000	4,800	1,800	870	590	
	その他のもの		15,000	2,400	900	430	290	
政令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートルにつき1年	3,400	1,400	1,000	850	780	
政令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.031を乗じて得た額					
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	3,000	480	180	87	59	

政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			340	140	100	85	78	
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.017を乗じて得た額				
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額				
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額				
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額				
その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額						
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.007を乗じて得た額	Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額	
政令第7条第11号に掲げる応急仮設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額	

建築物	上空に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.025を乗じて得た額

別表備考第2号(2)中「北中城村」の次に「、中城村」を加え、同号(3)中「糸満市」を「名護市、糸満市」に改め、「、中城村」を削り、同号(4)中「、名護市」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に徴収すべき占用料について適用し、施行日前に徴収すべき占用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の規定による許可（以下「許可」という。）を受けて占用している物件（施行日において許可に係る期間が更新された物件を含む。以下「既存占用物件」という。）の施行日以後の占用期間（以下「継続占用期間」という。）に係る占用料の額は、当該既存占用物件（沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（平成26年沖縄県条例第70号）附則第3項又は沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（令和2年沖縄県条例第56号）附則第3項の規定の適用を受ける既存占用物件を除く。）について、改正後の別表の規定により算定される占用料の額が次の各号に掲げる年度の区分に応じて算定した額を超えるときは、当該各号により算定した額とする。

- (1) 令和6年度 当該既存占用物件の継続占用期間について改正前の別表の規定により算定した額に1.2を乗じて得た額
- (2) 令和7年度以降の年度 当該既存占用物件に係る前年度の占用料の額に1.2を乗じて得た額

(沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 4 沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（平成26年沖縄県条例第70号）の一

部を次のように改正する。

附則第3項中「沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（令和2年沖縄県条例第56号）」を「沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（令和5年沖縄県条例第 号）」に改める。

- 5 沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（令和2年沖縄県条例第56号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「改正後の別表」を「沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（令和5年沖縄県条例第 号）による改正後の別表」に改める。

令和5年11月28日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

道路法施行令の一部が改正されたことを踏まえ、道路占用料の額を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県警察職員の定員に関する条例（昭和47年沖縄県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「3,227人」を「3,232人」に改め、同条第3項中「306人」を「311人」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年11月28日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

常勤の少年補導職員を配置することにより、急増している児童虐待関係の事案に対応する体制を強化する等のため、沖縄県警察における警察官以外の職員の定員を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県水道料金徴収条例の一部を改正する条例

沖縄県水道料金徴収条例（昭和47年沖縄県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第3条中「102円24銭」を「135円70銭」に改める。

附則第2項から第5項までを削り、附則第1項の次に次の1項を加える。

- 2 第3条の規定の適用については、令和6年10月1日から令和8年3月31日までの間は、同条中「135円70銭」とあるのは、「125円24銭」とする。

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

令和5年11月28日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

水道事業の円滑な運営を図るため、水道料金の額の適正化を図る等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

乙第8号議案

工事請負契約についての議決内容の一部変更について

令和4年第6回沖縄県議会（定例会）で乙第10号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を次のように変更する。

契約金額中「824,725,000円」を「828,465,000円」に変更する。

令和5年11月28日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

宜野湾警察署新庁舎改築工事（建築1工区）の設計の一部変更に伴い契約金額を変更しようとするものである。

これが、この議案を提出する理由である。

乙第9号議案

工事請負契約についての議決内容の一部変更について

令和4年第6回沖縄県議会（定例会）で乙第11号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を次のように変更する。

契約金額中「870,870,000円」を「920,148,675円」に変更する。

令和5年11月28日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

宜野湾警察署新庁舎改築工事（建築2工区）の設計の一部変更に伴い契約金額を変更しようとするものである。

これが、この議案を提出する理由である。

車両損傷事故等に関する和解等について

道路の管理の瑕疵に起因した車両損傷事故等に関する和解及び損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 事 故 名 道路の管理の瑕疵に起因した車両損傷事故等
- 2 当 事 者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
別表に掲げる者
- 3 事故発生年月日 別表のとおり
- 4 事故発生場所 別表のとおり
- 5 損害賠償額 別表のとおり
- 6 和解内容 別紙のとおり

令和5年11月28日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

県は、県が管理する道路の管理の瑕疵に起因する事故等に備え、平成2年度以降、保険会社との間で道路賠償責任保険契約を締結し、事故が発生した場合には、保険による損害賠償金のほか県と相手方との間に何ら債権債務がないことを書面により合意した上で、道路賠償責任保険により相手方に損害賠償金を支払ってきた。

当該損害賠償金は保険金として支払われており、県の財政上の支出を伴わないことから、議会の議決を要するものとは認識しておらず議会の議決を得ていなかったが、この取扱いに疑義が生じ検討した結果、県の財政上の支出を伴わない場合であっても、損害賠償金のほか相手方との間に何ら債権債務がないことを合意することは和解に該当し、損害賠償の額を定めることも併せて、議会の議決を必要とするとの判断に至った。

このことから、これまで道路賠償責任保険により損害賠償金を支払ってきた道路の管

理の瑕疵に起因する事故等の和解を有効に成立させ、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

和 解 内 容

甲 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

乙 別表に掲げる者

上記当事者間において、道路の管理の瑕疵に起因する車両損傷事故等について、次のとおり和解する。

- 1 甲は、別表に掲げる事故発生日に別表に掲げる事故発生場所において発生した事故に関して道路の管理の瑕疵等があったことを認め、当該事故による一切の損害賠償金として、乙に対し別表に掲げる金額の支払義務があることを認める。
- 2 乙は、甲が支払うべき損害賠償金が、道路賠償責任保険により既に支払われたことを認める。
- 3 甲と乙は、本件事故に関し、以上に定めるもののほか、何ら債権債務のないことを確認する。

別表

	住所等	氏名等	事故発生年月日	事故発生場所	損害賠償額
1			平成8年 5月28日	豊見城村 奥武山米須線	550,800円
2			平成8年 5月28日	豊見城村 奥武山米須線	66,600円
3			平成8年 5月28日	豊見城村 奥武山米須線	816,470円
4			平成8年 5月28日	豊見城村 奥武山米須線	285,300円
5			平成8年 6月6日	那覇市 国道330号	30,530円
6			平成8年 6月20日	那覇市 国道330号	426,654円
7			平成8年 9月29日	大里村 糸満与那原線	66,208円
8			平成9年 5月16日	那覇市 那覇糸満線	106,714円
9			平成9年 5月29日	本部町 名護本部線	352,566円
10			平成9年 6月2日	名護市 国道449号	2,822,000円
11			平成9年 6月27日	沖縄市 県道20号線	196,370円

12			平成9年 8月16日	名護市 県道110号線	357,600円
13			平成9年 10月13日	本部町 国道505号	176,840円
14			平成10年 4月21日	那覇市 那覇空港線	497,000円
15			平成10年 7月10日	与那城町 伊計平良川線	68,330円
16			平成10年 7月17日	那覇市 那覇空港線	307,000円
17			平成10年 12月19日	具志川市 沖縄石川線	146,784円
18			平成11年 2月9日	与那原町 糸満与那原線	222,155円
19			平成11年 8月2日	名護市 国道449号	21,000円
20			平成11年 12月2日	浦添市 浦添西原線	47,250円
21			平成12年 7月8日	沖縄市 沖縄環状線	274,000円
22			平成13年 9月8日	具志川市 伊計平良川線	875,961円
23			平成14年 6月6日	豊見城市 県道11号線	5,000円
24			平成14年	那覇市	6,000円

			8月16日	宜野湾南風原線	
25			平成14年 9月5日	那覇市 那覇北中城線	608,129円
26			平成14年 9月5日	那覇市 那覇北中城線	80,000円
27			平成14年 10月24日	南風原町 那覇糸満線	24,780円
28			平成15年 1月3日	南風原町 那覇糸満線	22,942円
29			平成15年 1月3日	南風原町 那覇糸満線	10,900円
30			平成15年 1月1日	南風原町 那覇糸満線	8,282円
31			平成15年 1月2日	南風原町 那覇糸満線	89,064円
32			平成15年 4月21日	那覇市 那覇宜野湾線	22,050円
33			平成15年 5月1日	豊見城市 県道68号線	26,552円
34			平成16年 5月18日	沖縄市 沖縄県総合運動 公園線	231,630円
35			平成16年 5月18日	今帰仁村 名護運天港線	450,000円
36			平成16年 5月18日	北中城村 県道22号線	295,000円

37			平成16年 8月24日	東風平町 国道507号	12,510円
38			平成16年 10月19日	那覇市 那覇糸満線	170,529円
39			平成16年 10月19日	那覇市 那覇宜野湾線	221,193円
40			平成17年 7月26日	中城村 県道146号線	710,000円
41			平成17年 12月4日	うるま市 石川仲泊線	105,242円
42			平成18年 4月26日	うるま市 県道8号線	681,030円
43			平成18年 6月7日	糸満市 奥武山米須線	139,576円
44			平成18年 9月16日	宜野湾市 県道35号線	56,560円
45			平成18年 12月2日	那覇市 那覇北中城線	45,610円
46			平成19年 3月11日	豊見城市 奥武山米須線	1,820円
47			平成19年 5月31日	那覇市 県道39号線	30,000円
48			平成19年 8月5日	沖縄市 沖縄石川線	39,000円
49			平成19年 8月28日	糸満市 奥武山米須線	17,640円
50			平成19年	那覇市	10,500円

			9月7日	那覇糸満線	
51			平成19年 10月15日	那覇市 国道330号	154,035円
52			平成20年 2月2日	東村 国道331号	466,200円
53			平成20年 2月2日	東村 国道331号	35,180円
54			平成20年 5月1日	沖縄市 沖縄嘉手納線	118,520円
55			平成20年 6月28日	豊見城市 県道62号線	6,352円
56			平成20年 10月11日	南風原町 宜野湾南風原線	30,710円
57			平成20年 12月3日	石垣市 石垣空港線	35,000円
58			平成21年 5月4日	うるま市 伊計平良川線	37,000円
59			平成21年 8月6日	うるま市 県道8号線	291,484円
60			平成21年 11月2日	那覇市 県道39号線	10,500円
61			平成21年 11月9日	浦添市 宜野湾南風原線	12,000円
62			平成22年 2月14日	那覇市 県道39号線	11,280円

63			平成22年 8月4日	恩納村 石川仲泊線	52,500円
64			平成22年 8月5日	南風原町 国道507号	21,757円
65			平成22年 8月16日	那覇市 那覇糸満線	32,970円
66			平成22年 11月1日	那覇市 真地久茂地線	16,275円
67			平成23年 4月6日	久米島町 久米島空港真泊 線	1,898,530円
68			平成23年 5月28日	本部町 国道449号	128,086円
69			平成23年 5月17日	名護市 国道449号	157,154円
70			平成23年 8月4日	那覇市 那覇北中城線	701,675円
71			平成23年 10月25日	うるま市 具志川環状線	31,500円
72			平成23年 11月15日	南城市 南風原知念線	709,670円
73			平成24年 7月4日	沖縄市 沖縄県総合運動 公園線	185,000円
74			平成24年 7月4日	沖縄市 沖縄県総合運動 公園線	229,724円

75			平成24年 5月19日	東風平町 糸満与那原線	40,180円
76			平成24年 7月18日	恩納村 石川仲泊線	20,895円
77			平成24年 8月28日	北中城村 沖縄環状線	141,477円
78			平成24年 9月10日	石垣市 石垣港伊原間線	58,159円
79			平成24年 9月3日	八重瀬町 糸満与那原線	7,730円
80			平成24年 12月25日	豊見城市 東風平豊見城線	625,246円
81			平成25年 1月17日	浦添市 那覇宜野湾線	14,035円
82			平成25年 3月16日	那覇市 県道39号線	23,100円
83			平成25年 8月20日	那覇市 奥武山米須線	69,300円
84			平成25年 10月1日	南城市 玉城那覇自転車道	246,370円
85			平成25年 12月16日	沖縄市 沖縄環状線	109,000円
86			平成26年 1月12日	名護市 名護本部線	18,320円

87			平成26年 4月24日	浦添市 県道153号線	467,840円
88			平成26年 6月29日	竹富町 白浜南風見線	50,036円
89			平成26年 7月18日	竹富町 白浜南風見線	70,377円
90			平成26年 7月8日	八重瀬町 那覇糸満線	2,036,695円
91			平成26年 7月19日	南城市 佐敷玉城線	77,260円
92			平成26年 12月27日	那覇市 県道49号線	587,269円
93			平成27年 2月3日	那覇市 真地久茂地線	132,500円
94			平成27年 5月25日	那覇市 国道330号	66,420円
95			平成27年 5月25日	那覇市 国道330号	1,113,696円
96			平成27年 7月13日	八重瀬町 那覇糸満線	1,493,695円
97			平成27年 9月14日	石垣市 石垣港伊原間線	10,000円
98			平成27年 10月28日	石垣市 石垣港伊原間線	7,000円
99			平成27年 11月1日	本部町 県道114号線	248,200円

100			平成27年 12月12日	石垣市 石垣港伊原間線	7,884円
101			平成27年 12月6日	伊平屋村 田名野甫線	251,748円
102			平成27年 12月13日	那覇市 県道47号線	463,766円
103			平成28年 1月18日	浦添市 県道153号線	59,604円
104			平成28年 2月23日	那覇市 真地久茂地線	62,294円
105			平成28年 4月27日	名護市 国道449号	64,800円
106			平成28年 5月11日	うるま市 県道16号線	38,700円
107			平成28年 6月2日	うるま市 伊計平良川線	92,500円
108			平成28年 6月6日	那覇市 那覇北中城線	99,274円
109			平成29年 5月9日	本部町 名護本部線	130,183円
110			平成29年 7月25日	うるま市 伊計平良川線	395,520円

111			平成29年 9月13日	那覇市 国道390号	912,778円
112			平成30年 1月25日	宮古島市 高野西里線	50,437円
113			平成30年 4月14日	沖縄市 県道36号線	76,308円
114			平成30年 8月29日	那覇市 県道50号線	51,278円
115			平成30年 9月7日	那覇市 国道507号	4,000円
116			平成30年 9月29日	那覇市 県道46号線	125,172円
117			平成30年 10月14日	宮古島市 保良上地線	5,115円
118			平成30年 11月14日	浦添市 県道153号線	6,588円
119			平成30年 12月4日	名護市 県道14号線	48,632円
120			平成30年 12月4日	那覇市 真地久茂地線	9,702円
121			平成31年 2月2日	宮古島市 国道390号	12,695円
122			平成31年 2月18日	八重瀬町 国道505号	11,869円

123			令和元年 5月15日	那覇市 真地久茂地線	6,180円
124			令和元年 6月5日	糸満市 糸満与那原線	23,312円
125			令和元年 8月21日	名護市 国道449号	29,251円
126			令和元年 12月28日	東村 国頭東線	117,073円
127			令和2年 1月9日	南風原町 国道507号	3,850円
128			令和2年 4月16日	宮古島市 池間大浦線	7,250円
129			令和2年 5月29日	西原町 県道155号線	41,098円
130			令和2年 10月2日	宮古島市 池間大浦線	272,060円
131			令和2年 10月27日	南風原町 那覇糸満線	1,320円
132			令和2年 12月1日	宮古島市 保良西里線	30,800円
133			令和2年 12月12日	那覇市 那覇糸満線	128,715円
134			令和3年 1月1日	浦添市 浦添西原線	58,319円

135			令和3年 1月15日	那覇市 国道507号	106,348円
136			令和3年 1月18日	那覇市 国道507号	104,060円
137			令和3年 1月18日	那覇市 国道507号	532,084円
138			令和3年 1月20日	西原町 那覇北中城線	4,643円
139			令和3年 2月18日	うるま市 県道36号線	105,580円
140			令和3年 4月20日	八重瀬町 国道507号	50,175円
141			令和3年 8月28日	うるま市 県道8号線	101,886円
142			令和3年 10月1日	沖縄市 沖縄県総合運動 公園線	118,404円
143			令和3年 10月3日	うるま市 具志川環状線	32,230円
144			令和3年 11月25日	八重瀬町 県道15号線	6,567円
145			令和3年 12月24日	那覇市 那覇糸満線	25,800円
146			令和4年 3月31日	糸満市 豊見城糸満線	8,637円
147			令和4年	那覇市	229,724円

			5月24日	那覇北中城線	
148			令和4年 6月28日	南風原町 宜野湾南風原線	8,655円
149			令和4年 7月3日	糸満市 県道52号線	12,600円
150			令和4年 9月29日	今帰仁村 名護運天港線	11,000円
151			令和4年 10月6日	那覇市 国道330号	25,133円
152			令和5年 1月19日	豊見城市 東風平豊見城線	204,686円
153			令和5年 1月24日	うるま市 伊計平良川線	211,959円
154			令和5年 1月24日	沖縄市 県道22号線	644,000円
155			令和5年 2月22日	沖縄市 県道20号線	114,499円
156			令和5年 6月1日	糸満市 豊見城糸満線	331,480円
157			令和5年 6月1日	北中城村 沖縄県総合運動 公園線	496,056円
158			令和5年 7月9日	南城市 県道17号線	100,496円

159			令和5年 8月1日	沖縄市 県道20号線	156,970円
160			令和5年 8月1日	南風原町 宜野湾南風原線	196,844円
161			令和5年 8月3日	名護市 国道505号	49,560円

備考 この表は、免責証書その他関係書類を基に作成した。

車両損傷事故に関する和解等について

車両損傷事故に関する和解及び損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 事 故 名 県道16号線に県が設置した街路樹による車両損傷事故
- 2 当 事 者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
[REDACTED]
- 3 事故発生年月日 令和5年8月2日
- 4 事故発生場所 うるま市字塩屋248番地1
- 5 損害賠償額 195,835円
- 6 和解内容 別紙のとおり

令和5年11月28日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

和 解 内 容

甲 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

乙

上記当事者間において、県道16号線に県が設置した街路樹による車両損傷事故について、次のとおり和解する。

- 1 甲は、本件事故に係る街路樹の管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、乙に対し総額195,835円の支払義務があることを認める。
- 2 乙は、甲が支払うべき損害賠償金が道路賠償責任保険により既に乙に対して支払われたことを認める。
- 3 甲と乙は、本件事故に関し、以上に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。

部活動中の事故に関する和解等について

部活動中の事故に関する和解及び損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 事 故 名 県立八重山高等学校野球部の部活動中に生徒の打球が隣接する市道を歩行していた者に当たったことによる事故
- 2 当 事 者 損害賠償請求権者
[Redacted]
[Redacted]
損害賠償請求権代位取得者
那覇市旭町114番4号おきでん那覇ビル
全国健康保険協会沖縄支部
損害賠償支払者
那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県
- 3 事故発生年月日 令和5年2月17日
- 4 事故発生場所 石垣市字登野城275番地県立八重山高等学校先市道産業道路上
- 5 損害賠償額 427,082円
- 6 和解内容 別紙のとおり

令和5年11月28日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

部活動中の事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

和解内容

甲

乙 那覇市旭町114番4号おきでん那覇ビル 全国健康保険協会沖縄支部

丙 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

上記当事者間において、県立八重山高等学校野球部の部活動中に生徒の打球が隣接する市道を歩行していた者に当たったことによる事故について、次のとおり和解する。

- 1 丙は、本件事故に関して過失があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、総額427,082円の支払義務があることを認める。
- 2 甲は、本件事故に関して、乙が保険者である健康保険により、医療機関に対し24,213円が支払われたことを認める。
- 3 丙は、第1項の損害賠償金のうち、甲に対し402,869円、乙に対し24,213円の支払義務があることを認める。
- 4 丙は、沖縄県議会の議決があった日から2か月以内に、前項の損害賠償金を甲及び乙にそれぞれ支払う。
- 5 甲、乙及び丙は、本件事故に関し、以上に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。

損害賠償の額の決定について

導水施設の事故に関する損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第2項及び沖縄県公営企業の設置等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第30号）第8条の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 事 故 名 埋設していた導水管が破裂し土砂が噴出したことにより、工事機器等を破損させた事故
- 2 当 事 者 損害賠償請求者
株式会社間組・合資会社福本組特定建設工事共同企業体
代表者 福岡県福岡市博多区下呉服町1番1号 株式会社間組九州支店
名護市字屋部253番地 合資会社福本組
損害賠償支払者
那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
- 3 事故発生年月日 平成20年5月27日
- 4 事故発生場所 名護市字許田855番地1 許田縦坑現場事務所
- 5 損害賠償額 3,342,884円

令和5年11月28日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

水道事業の業務に関し法律上県の義務に属する損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項並びに地方公営企業法第40条第2項及び沖縄県公営企業の設置等に関する条例第8条の規定により議会の議決を必要とするが、その議決を得ていないことから、議会の議決を求める。

これが、この議案を提出する理由である。

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 与那原マリーナ
- 2 指定管理者となる団体 北谷町北谷一丁目14番地3ハイビスカスマンション1F
株式会社シーエンジニアリング沖縄
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年11月28日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 西原・与那原マリパーク
- 2 指定管理者となる団体 浦添市内間五丁目10番15号
株式会社クリード沖縄
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年11月28日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 沖縄県立石川青少年の家
- 2 指定管理者となる団体 うるま市字川崎468番地
公益社団法人うるま市シルバー人材センター
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年11月28日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 沖縄県立玉城青少年の家
- 2 指定管理者となる団体 沖縄じんぶんの杜共同企業体
代表者 那覇市首里池端町34番地2F 一般社団法人沖縄じんぶん考
房
那覇市繁多川4丁目1番35-301号宮城荘B 特定非営利活
動法人1万人井戸端会議
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年11月28日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

地域水産物供給基盤整備事業の執行に伴う負担金の徴収について

地域水産物供給基盤整備事業により利益を受ける関係村に対し、次のとおり当該事業に要する費用の一部を負担させるため、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定により議会の議決を求める。

関係村名	地区名	事業費 (円)	負担金 (円)	事業費に対する負担金の割合 (%)
伊是名村	伊 是 名	40,000,000	600,000	
	伊是名村負担対象	6,000,000	600,000	10.00
	伊是名村負担対象外	34,000,000	0	0
事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、負担金を増額又は減額することができる。				

令和5年11月28日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

地域水産物供給基盤整備事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係村から負担金を徴収するには、地方財政法第27条第2項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

当せん金付証票の発売について

令和6年度において、次のように当せん金付証票を発売するものとする。

発売限度額 16,000,000,000円

令和5年11月28日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公共事業、市町村振興事業等の費用の財源に充てるため令和6年度において本県が発売する当せん金付証票の発売限度額については、当せん金付証票法第4条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

沖縄県教育委員会委員の任命について

下記の者を沖縄県教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 辻 上 弘 子

生年月日 [REDACTED]

令和5年11月28日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

教育委員会委員1人が令和5年12月31日に任期満了するので、その後任を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

認定第 1 号

令和 4 年度沖縄県一般会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度沖縄県一般会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和5年11月28日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第 2 号

令和 4 年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度沖縄県農業改良資金特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和5年11月28日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第3号

令和4年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和5年11月28日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第4号

令和4年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和5年11月28日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第5号

令和4年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度沖縄県下地島空港特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和5年11月28日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第6号

令和4年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和5年11月28日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第7号

令和4年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和5年11月28日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第8号

令和4年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和5年11月28日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第9号

令和4年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和5年11月28日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第10号

令和4年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和5年11月28日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第11号

令和4年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和5年11月28日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第12号

令和4年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和5年11月28日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第13号

令和4年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算 の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和5年11月28日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第14号

令和4年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度沖縄県産業振興基金特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和5年11月28日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第15号

令和4年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和5年11月28日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第16号

令和4年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和5年11月28日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第17号

令和4年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度沖縄県駐車場事業特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和5年11月28日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第18号

令和4年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和5年11月28日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第19号

令和4年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度沖縄県公債管理特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和5年11月28日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第20号

令和4年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和5年11月28日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

